

大気・水質・土壌に関する届出の手引き

目次

1	概要	2
2	大気汚染関係	2
(1)	大気汚染防止法	2
(2)	北海道公害防止条例(大気)	3
(3)	千歳市公害防止条例(大気)	3
(4)	ダイオキシン類対策特別措置法(大気)	5
3	水質汚濁関係	5
(1)	水質汚濁防止法	5
(2)	北海道公害防止条例(水質)	6
(3)	千歳市公害防止条例(水質)	6
(4)	ダイオキシン類対策特別措置法(水質)	8
4	土壌汚染関係	8
(1)	土壌汚染対策法	8
5	市条例にかかる手続きの流れ	9
(1)	設置届・種類ごとの数等の変更届・騒音や振動の防止方法変更届	9
(2)	氏名等変更届、承継届、使用全廃(廃止)届	10
(3)	使用届	10
(4)	事故報告書	11
6	工場等の設置、移転の許可申請	11
(1)	届出対象施設	11
(2)	届出様式	12

令和3年10月

千歳市市民環境部環境課

1 概要

千歳市内において大気汚染、水質汚濁、土壌汚染を発生するおそれのある施設を設置する場合や作業を行う際は、法や条例に基づき、事前に届出が必要になる場合があります。

この手引書では、法令ごとの届出について説明します。

2 大気汚染関係

(1) 大気汚染防止法

① 概要

- (ア) ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び特定粉じん発生施設を設置する場合は、工事着手予定日の 60 日前までに届出が必要です。
- (イ) 一般粉じん発生施設を設置する場合は、工事着手日以前に届出が必要です。
- (ウ) 特定粉じん排出作業をする場合は、作業開始日の 14 日前までに届出が必要です。

② 対象施設例

- (ア) ばい煙発生施設・・・ボイラー、廃棄物焼却炉、乾燥炉、ディーゼル機関など
- (イ) 揮発性有機化合物排出施設・・・塗装施設、乾燥施設、貯蔵タンクなど
- (ウ) 一般粉じん発生施設・・・鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア、破碎機など
- (エ) 特定粉じん発生施設・・・石綿を含む製品の製造機械など
- (オ) 特定粉じん排出作業・・・吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物又は工作物の解体や改造等の作業

※ なお、電気事業法に規定される電気工作物、ガス事業法に規定されるガス工作物、鉱山保安法に規定される工作物等であるばい煙発生施設については、大気汚染防止法の定めによらず、電気事業法等それぞれの法の定めによる手続きが必要となります。

③ お問い合わせ、届出先

石狩振興局保健環境部環境生活課

〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 5 階

電話 011-231-4111

内線 34-371

FAX011-232-1156

(2) 北海道公害防止条例(大気)

① 概要

ばい煙発生施設、粉じん発生施設を設置する場合は、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

② 対象施設例

(7) ばい煙発生施設・・・アンモニアの製造施設・りん酸質肥料の製造用のガス洗浄施設など

(4) 一般粉じん発生施設・・・原材料等置場、製粉機、チップなど

③ お問合せ、届出先

石狩振興局保健環境部環境生活課

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階

電話 011-231-4111 内線 34-371 FAX011-232-1156

(3) 千歳市公害防止条例(大気)

① 届出が必要な施設一覧表

(7) ばい煙発生施設

項	施設名	規模
1	ボイラー	伝熱面積が5㎡以上、10㎡未満のもの(バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。)に限る。
2	廃棄物焼却炉	火格子面積が1㎡以上2㎡未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり、100kg以上200kg未満のものに限る。
3	風呂ガマ(営業用のものに限る。)	バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上のもの。

(4) 粉じん発生施設

項	施設名	規模
1	鉱物(コークスを含む。)又は土石の堆積場	面積が500㎡以上1,000㎡未満のものに限る。
2	原材料置場(屋内にあるものを除く)	面積が500㎡以上1,000㎡未満のものに限る。
3	木材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 帯のこ盤 (2) 丸のこ盤 (3) かな盤	原動機の定格出力が0.75KW以上のもの

② 届出について

届出の種類	概要	届出期限	備考
設置届	市条例(大気)に規定する指定施設が設置されていない工場・事業場において、新たに指定施設を設置しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1 ※2
使用届	新たに指定地域となったとき又は、条例の改正により新たに指定施設として指定された場合。	指定された日から30日以内	
変更届	設置届出又は使用届出を行なった者が、その届出に係る指定施設の種類ごとの数を変更しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1
氏名等変更届	指定施設を設置している者の氏名・名称・住所・所在地に変更があった場合。	変更のあった日から30日以内	-
使用廃止届	指定施設のすべてを廃止した場合。	廃止した日から30日以内	-
承継届	指定施設のすべてを譲渡・借受、あるいは相続・合併などがあった場合。	承継のあった日から30日以内	-
事故報告書	施設の故障、破損その他の事故によって、周辺の地域環境に影響を与え、又は影響を与えるおそれがあるとき。	電話による緊急通報後、速やかに提出	-

Eメール(10MB以内)、郵送、来庁のいずれかの方法で届出をしてください。

郵送、来庁による際は、正副2部を提出してください。

届出様式への押印は不要です。

※1 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 工場・事業場の周辺見取図(敷地境界から200メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。)
2. 工場・事業場での指定施設の設置箇所概要図(指定施設の箇所は赤線で囲むこと。)
3. 建物の姿図(窓、とびら等を示すこと。)
4. 指定施設のカタログ又は構造図
5. 指定施設一覧表(既設と新設を明確にすること。)

なお、様式は任意です。

※2 工場等内に公害諸法令による指定施設等を初めて設置、又は使用を届出の際は、市条例による工場等設置・移転許可申請書も併せて必要です。過去に工場等設置・移転許可申請書を提出されている場合は不要です。

③ お問い合わせ、届出先

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所本庁舎1階
市民環境部環境課環境保全係
E-MAIL kankyo@city.chitose.lg.jp
TEL 代表 0123-24-3131/内線 468 直通 0123-24-0594
FAX 0123-22-8851

(4) ダイオキシン類対策特別措置法(大気)

① 概要

特定施設を設置する場合は、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

② 対象施設例

特定施設・・・廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉、アルミニウム合金製造施設など

③ お問い合わせ、届出先

石狩振興局保健環境部環境生活課
〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階
電話 011-231-4111 内線 34-371 FAX011-232-1156

3 水質汚濁関係

(1) 水質汚濁防止法

① 概要

特定施設、有害物質使用特定施設を設置して公共用水域(河川、湖沼又は海域等)に排水を排出する場合、または地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる場合は、工事着手日の60日前までに届出が必要です。

② 対象施設

(7) 特定施設・・・汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの

(4) 有害物質使用特定施設・・・有害物質を製造、使用または処理する特定施設

③ お問い合わせ、届出先

石狩振興局保健環境部環境生活課
〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階
電話 011-231-4111 内線 34-371 FAX011-232-1156

(2) 北海道公害防止条例(水質)

① 概要

汚水等排出施設を設置する場合は、工事着手予定日の 60 日前までに届出が必要です。

② 対象施設例

汚水等排出施設・・・し尿施設(豚・鶏関係)、木材等製造用の湿式ドラムバーカー及び碎木機

③ お問合せ、届出先

石狩振興局保健環境部環境生活課

〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 5 階

電話 011-231-4111 内線 34-371 FAX011-232-1156

(3) 千歳市公害防止条例(水質)

① 届出が必要な施設一覧表

汚水等排出施設

項	施設名	規模
1	し尿浄化槽	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が301人以上500人以下のものに限る。
2	病院	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。

下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の同条第7号に規定する排水区域内の施設を除きます。

又、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく特定施設の設置をし、又は設置しようとする工場等で上記指定施設を設置し、又は設置しようとするときは、届出の必要はありません。

② 届出について

届出の種類	概要	届出期限	備考
設置届	市条例(水質)に規定する指定施設が設置されていない工場・事業場において、新たに指定施設を設置しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1 ※2
使用届	新たに指定地域となったとき又は、条例の改正により新たに指定施設として指定された場合。	指定された日から30日以内	
変更届	設置届出又は使用届出を行なった者が、その届出に係る指定施設の種類ごとの数を変更しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1
氏名等変更届	指定施設を設置している者の氏名・名称・住所・所在地に変更があった場合。	変更のあった日から30日以内	-
使用廃止届	指定施設のすべてを廃止した場合。	廃止した日から30日以内	-
承継届	指定施設のすべてを譲渡・借受、あるいは相続・合併などがあった場合。	承継のあった日から30日以内	-
事故報告書	施設の故障、破損その他の事故によつて、周辺の地域環境に影響を与え、又は影響を与えるおそれがあるとき。	電話による緊急通報後、速やかに提出	-

Eメール(10MB以内)、郵送、来庁のいずれかの方法で届出をしてください。

郵送、来庁による際は、正副2部を提出してください。

届出様式への押印は不要です。

※1 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 工場・事業場の周辺見取図(敷地境界から200メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。)
2. 汚水等排出施設に係る施設の設置場所を示す図面
3. 用水(青色)及び排水(赤色)の系統並びに操業の系統を説明する書類
4. 指定施設一覧表(既設と新設を明確にすること。)

なお、様式は任意です。

※2 工場等内に公害諸法令による指定施設等を初めて設置、又は使用を届出の際は、市条例による工場等設置・移転許可申請書も併せて必要です。過去に工場等設置・移転許可申請書を提出されている場合は不要です。

③ お問い合わせ、届出先

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所本庁舎1階

市民環境部環境課環境保全係

E-MAIL kankyo@city.chitose.lg.jp

TEL 代表 0123-24-3131/内線 468 直通 0123-24-0594

FAX 0123-22-8851

(4) ダイオキシン類対策特別措置法(水質)

① 概要

特定施設を設置する場合は、工事着手予定日の 60 日前までに届出が必要です。

② 対象施設例

特定施設・・・廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉、アルミニウム合金製造施設など

③ お問い合わせ、届出先

石狩振興局保健環境部環境生活課

〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 5 階

電話 011-231-4111 内線 34-371 FAX011-232-1156

4 土壌汚染関係

(1) 土壌汚染対策法

① 概要

3,000 m²以上の土地の形質を変更する場合は、土壌汚染状況の把握のため、形質変更に着手する日の 30 日前までに土壌汚染対策法に基づく届出が必要です。

② お問い合わせ、届出先

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

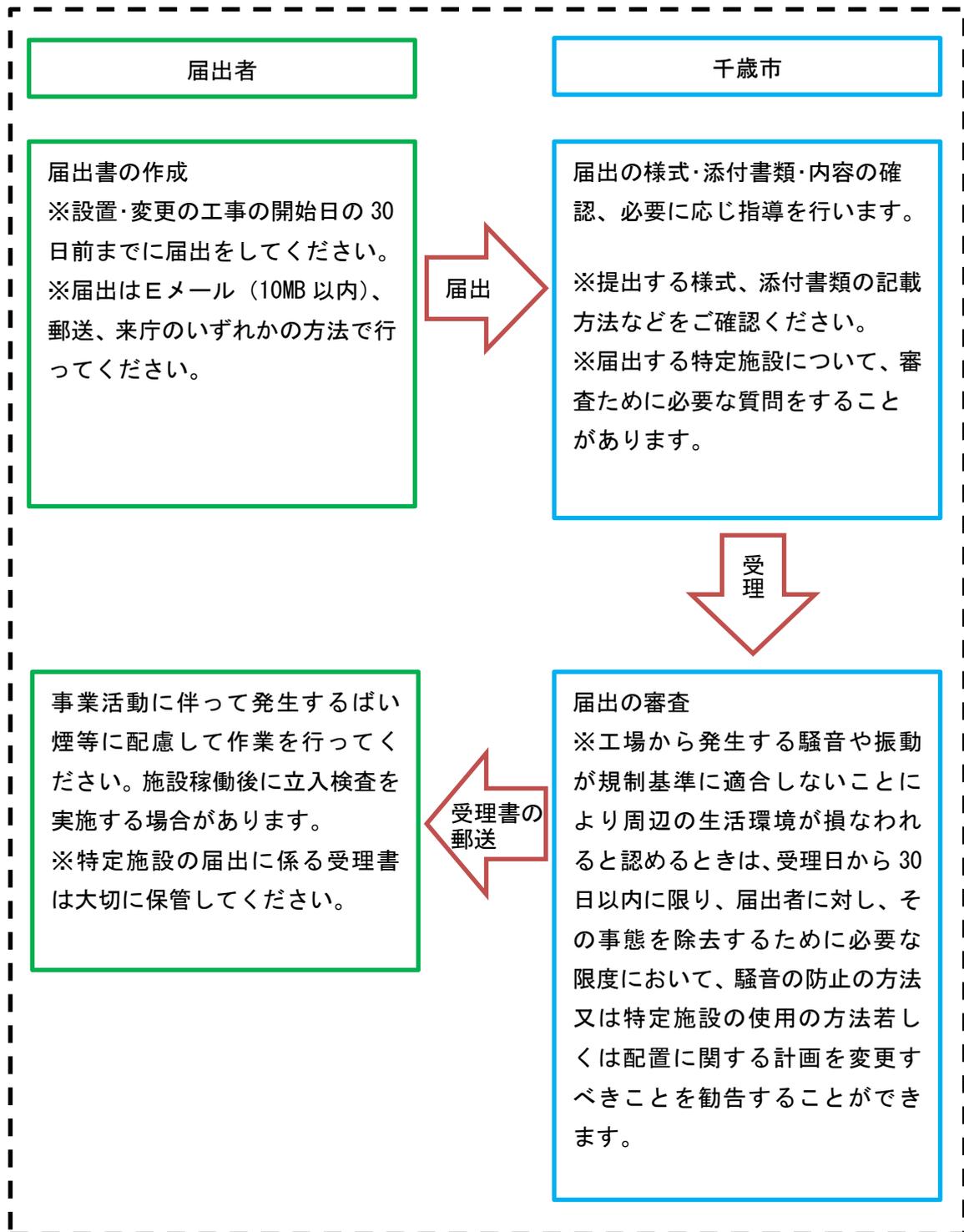
電話 011-204-5193(直通) FAX011-232-4970

5 市条例にかかる手続きの流れ

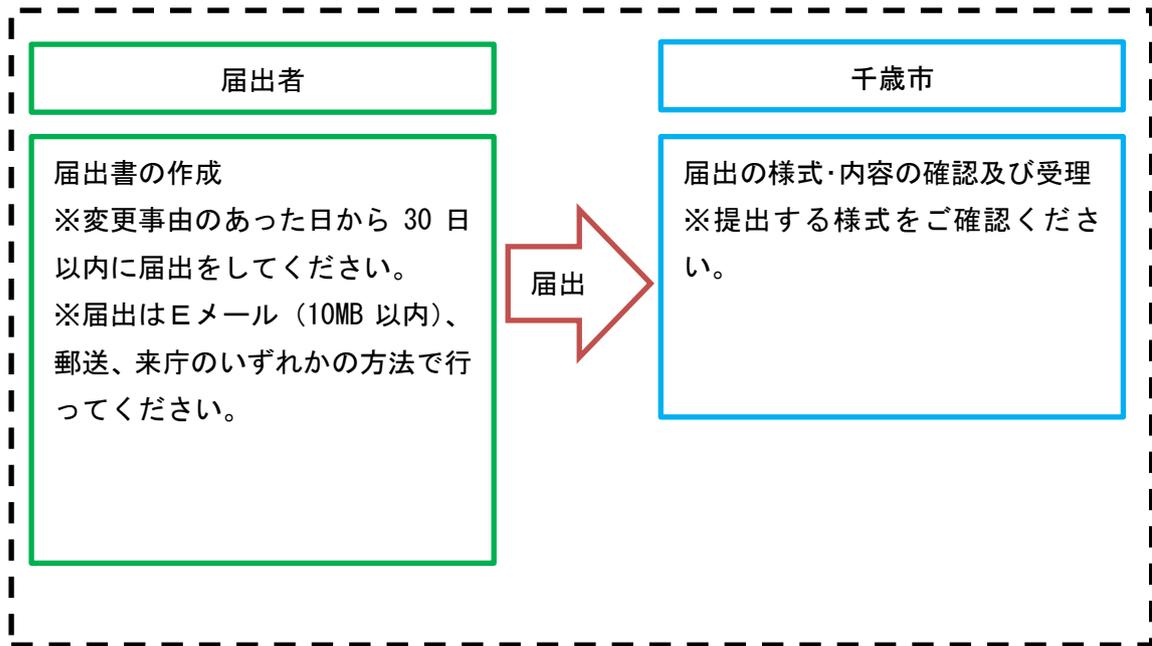
千歳市公害防止条例(大気)及び千歳市公害防止条例(水質)について記載します。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、北海道公害防止条例及びダイオキシン類対策特別措置法については石狩振興局へ、また、土壌汚染対策法については北海道へお問合せください。

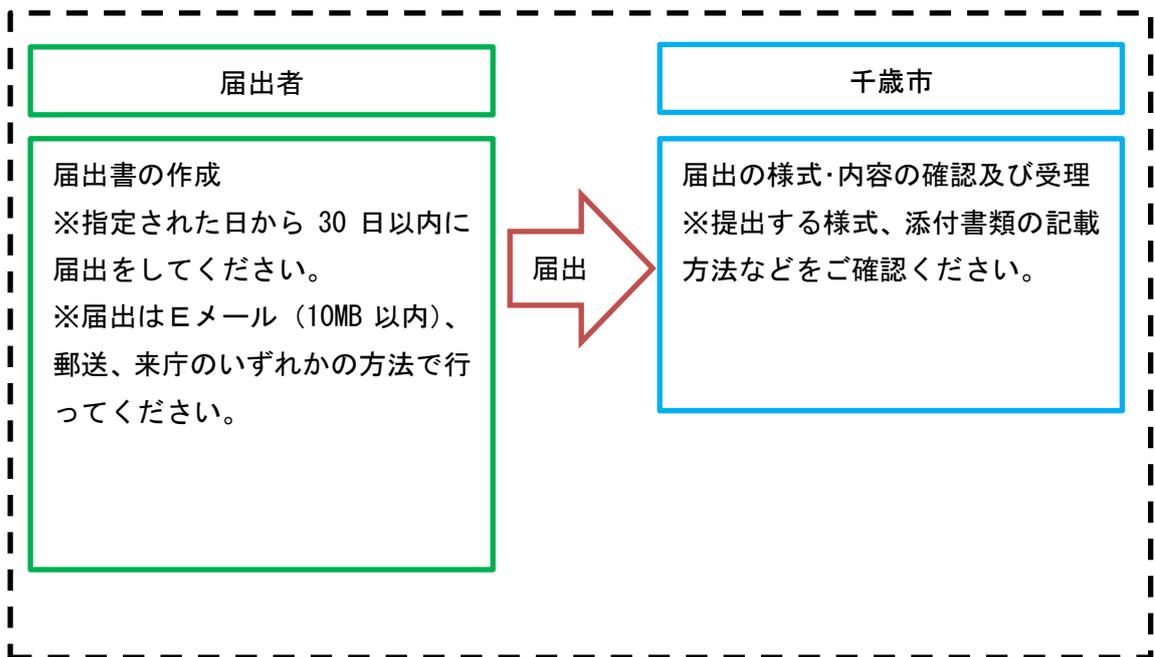
(1) 設置届・変更届



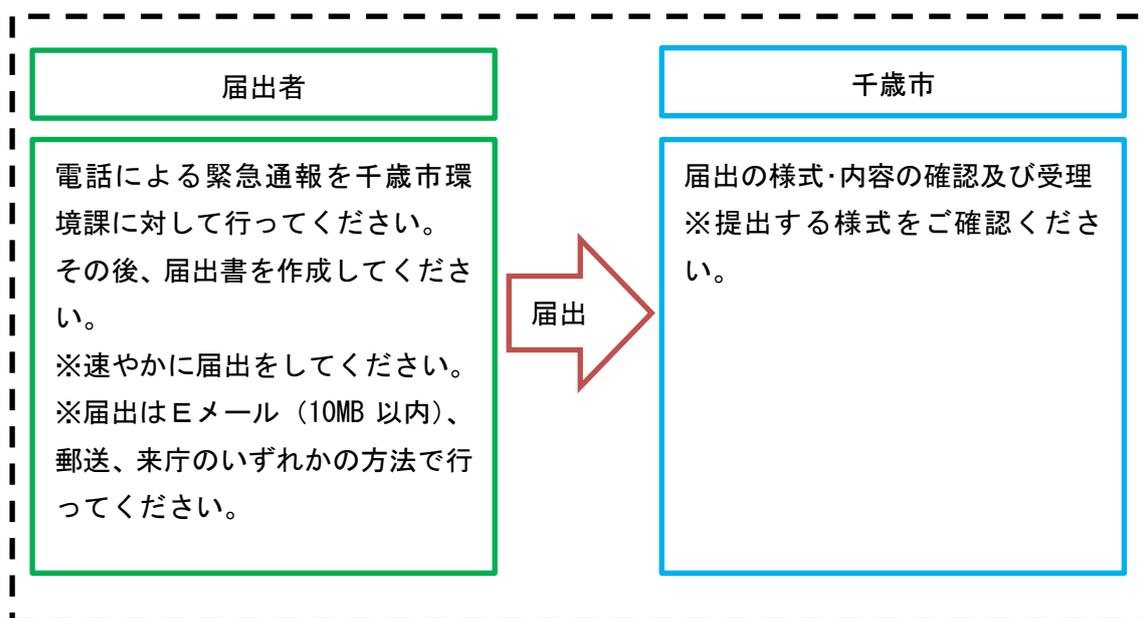
(2) 氏名等変更届、承継届、使用廃止届



(3) 使用届



(4) 事故報告書



6 工場等の設置、移転の許可申請

(1) 届出対象施設

① 概要

市内で公害諸法令（下記②参照）に規定する特定施設等（下記③参照）を設置する工場・事業場を設置または移転する場合、既に設置されている工場・事業場にて、新たに特定施設等を設置する場合、法令改正により工場・事業場に有する施設が公害諸法令による特定施設等となった場合のいずれかに該当する際は、工場等の設置、移転の許可申請の提出が必要です。

なお、提出は一度のみとなり、提出後は特定施設等を増設や異なる公害諸法令における特定施設等を設置する場合等、工場等の設置、移転の許可申請は不要です。

（例えば、大気汚染防止法に基づく特定施設等を設置するため、工場等の設置、移転の許可申請を行い、その後、水質汚濁防止法に基づく特定施設等を設置する場合、水質汚濁防止法に基づく届出は必要ですが、工場等の設置、移転の許可申請は不要です。）

② 公害諸法令について

環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）及び千歳市公害防止条例（昭和51年条例第35号）をいいます。

③ 特定施設等について

上記の公害関係法令で定める特定施設、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、ばい煙等発生施設又は指定施設を有する工場又は事業場をいいます。

(2) 届出様式

届出の種類	概要	届出期限	備考
工場等設置・ 移転許可申請 書 (A)	①公害諸法令に規定する特定施設等を設置する工場・事業場を設置または移転する場合。	工事着手の 30 日以前	※
	②工場等設置・移転許可申請を行っていない工場・事業場にて、新たに特定施設等を設置する場合。		
	③法令改正により工場・事業場に有する施設が公害諸法令による特定施設等となった場合。	指定された日から 30 日以内	
工事完了届出 書 (B)	上記の①において、工場・事業場を設置または移転が完了した場合。	工事完了の 15 日以内	-
	上記の②及び③の場合。	(A) と同時に提出	

Eメール (10MB 以内)、郵送、来庁のいずれかの方法で届出をしてください。

郵送、来庁による際は、正副 2 部を提出してください。

届出様式への押印は不要です。

※ 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 公害防止措置の概要
2. 工場等周囲の状況図 (敷地境界から 100 メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。)
3. 敷地内建物の配置図 (特定施設の箇所は赤線で囲むこと。)
4. 作業工程の概要図

なお、添付書類の様式に定めがありますが、1. を除き、任意様式によることができます。